

# 出場指令! 119

佐井消防分署  
☎38-2266



## 9月9日は救急の日です

9(きゅう)と9(きゅう)の語呂合わせから「きゅうきゅうのひ」つまり「救急の日」です。国民のみなさんに救急業務について理解と認識を深めていただき、応急手当の普及・啓発を図る目的で1982年(昭和57年)に厚生労働省が制定しました。

みなさんの家庭には救急箱はありますか? 「ある」と「ない」とでは、全然違います。そこで救急箱の中身について触れたいと思います。

### ☆ 救急箱の中身 ☆

- 三角巾      ○ばんそうこう      ○はさみ
- 消毒ガーゼ      ○安全ピン      ○綿棒
- ピンセット      ○懐中電灯      ○体温計
- 外傷用消毒液      ○常備薬(かぜ薬など...)
- きれいなタオル      ○包帯(4号、6号が便利)

### 注意点

- ①救急箱はいつも同じ場所に置く。
- ②ばんそうこうなど、使ったらすぐに補充する。
- ③年に1回は点検し、古くなった薬やガーゼは交換する。

- みなさんもいち早く応急手当などを行うために、各家庭に救急箱を一つ用意してはどうでしょうか?



## 小児救急電話相談をご存じですか

小さなお子さんをお持ちの保護者の方が、休日・夜間の急な子どもの病気に対しどう対処したらよいのか、病院の受診判断に迷った際に、小児科医師・看護師への電話による相談ができるものです。これは、お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送され、お子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスを受けられるものです。

(電話番号017-722-1152 または全国同一短縮番号 #8000)

参考までに覚えておきましょう。

(※午後7時から翌朝8時までとなっていますので、ご注意ください。)

## みなさんの住宅用火災警報器、お手入れされていますか?

家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、音で知らせてくれる住宅用火災警報器の設置義務について、みなさんはご存知ですか?

新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日から設置が義務付けられています。どこに設置していいかわからず設置していない方がいましたら佐井消防分署へご相談ください。また、せっかく設置しているにもかかわらず、いざという時に作動しないのであれば意味がありません。日頃から作動確認やお手入れをしましょう。

### ①電池切れに注意しましょう。

住警器は電池が切れると作動しません。また、切れそうになった際は音や光で知らせてくれます。

### ②ホコリに注意しましょう。

ホコリが機器内に入ると誤作動を起こす場合があります。また、そのまま放っておくと故障の原因になりますので十分注意しましょう。

音が鳴ったからといって焦ってはいけません。まず、周囲を煙・火の気がないか確認しましょう。煙が充満している時や、火が天井まで届いている時はただちに避難してください。火や煙が確認できなければ、上記(①、②)の可能性もあります。

①の場合は、新しい電池に交換し様子を見ましょう。それでも鳴動するのであれば②のように住警器のセンサー部分を掃除してみましょう。それでもダメなら交換をお願いします。

火災を起こさない佐井村、火災死亡者を出さないためにもみなさんのご協力をお願いします。